

# OTAによる緊急誘客拡大業務委託に係るプロポーザル 応募要領

## 1 趣 旨

本要領は、「OTAによる緊急誘客拡大業務」を委託する業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

OTAによる緊急誘客拡大業務

### (2) 目 的

新型コロナウイルス感染症により、本県の観光施設は甚大な影響を受けており、各施設に送客を図るための一刻も早い取り組みが求められるなか、観光客の誘致に向けた動きが全国的に強まっており、本県への確実な誘客を図る取り組みが必須と考えられる。

このため、宿泊客の増加に直結するOTA（Online Travel Agent）による、即効性の高い緊急的な誘客対策を実施する。

### (3) 業務内容

別添「OTAによる緊急誘客拡大業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで

### (5) 提案上限額

10,000千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

## 3 採択事業者

3社

## 4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て

又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

## 6 企画提案書等の作成方法、提出方法、提出部数、提出先及び提出期限

### (1) 作成方法

・様式・版：様式自由、A4版

会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可。

・業務の目的等に留意し、下記の企画提案書等を提出すること。

区 分	内 容
ア 表 紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1</b> 総 論</p> <p>(1) 企画提案趣旨</p> <p>(2) 業務実施体制</p> <p>(3) 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制</p> <p>(4) 類似業務の実績</p> <p>(5) 実施スケジュール</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><b>2</b> 各 論</p> <p>(1) 宿泊キャンペーンページの展開及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンページの構成等の提案（デザイン、構成内容がイメージできる資料等）</li> <li>・キャンペーンページの掲載期間の提示</li> <li>・宿泊予約に直結させるための具体的な手法の提案</li> <li>・設定したターゲットと具体的なアプローチ方法の提示</li> <li>・宿泊予約に繋がる、写真や動画等を活用した県内観光地や体験施設の効果的な紹介手法の提案</li> <li>・その他、閲覧者（特に県外旅行者）が宿泊予約したくなる工夫の提案</li> <li>・キャンペーンページへのアクセス件数を増やすための工夫の提案</li> </ul> <p>(2) サイト利用者向け割引クーポン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定するクーポンと期待される効果の提示</li> <li>・配布開始から配布完了までのスケジュールの提示</li> </ul> </div>

	<p>(3) 目標KPIの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標KPIの適切な設定、目標達成が困難な場合の対策の提示</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本仕様に関わらず、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法等があれば提案すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第2波の到来など）によりサイトの公開時期やクーポンの配布時期を変更する必要がある場合、対応可能な範囲について提示すること。</li> </ul>
ウ 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。</li> </ul>
エ 協力業者概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務における協力業者は、「協力業者の概要」（別記様式3）を用いて作成すること（協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）。</li> </ul>
オ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務に係る所要経費を全て見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。</li> <li>・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。</li> </ul>

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参または郵送とする。

(3) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出先

<p>〒753-8501 山口市滝町1-1  山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内  一般社団法人 山口県観光連盟  OTAによる緊急誘客拡大業務 担当 山谷 行</p>
---

(5) 提出期限

令和2年7月10日（金）17:00まで（必着）

(6) その他

提案は、1業者につき1提案とする。

## 7 提案への参加意向確認

本要領に基づく提案の参加意向について、「提案参加意向確認書」（別記様式1）を次のとおり提出すること。

### ア 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内  
一般社団法人 山口県観光連盟  
O T Aによる緊急誘客拡大業務 担当 山谷 行  
TEL : 083-933-3204 FAX : 083-933-3179

### イ 提出期限

令和2年7月2日（木）17:00まで（必着）

※FAX可。但し、FAX送信の場合は担当者に着信を確認すること。

## 8 審査の実施

O T Aによる緊急誘客拡大業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、書面審査を行なう。

## 9 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての基本的事項	5	<ul style="list-style-type: none"><li>○企画提案趣旨が明確であるか。</li><li>○業務実施体制を確立しているか。</li><li>○業務遂行能力があるか。</li><li>○緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか。</li><li>○実施スケジュールは適切か。</li></ul>
2 各論		
(1) 宿泊キャンペーンページの展開及び周知	30	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業の目的や趣旨を踏まえたものとなっており、実現可能性の高い企画内容であるか。</li><li>○宿泊予約に直結させるための効果的な手法が提案されているか。</li><li>○設定したターゲットへのアプローチ方法は適切か。</li><li>○県内観光地や体験施設等が効果的に紹介されているか。</li><li>○アクセス件数等を増やすための工夫がされているか。</li><li>○誘客効果を高める工夫がされているか（複数の宿泊予約サイトに掲載する等）。</li></ul>

(2) サイト利用者向け割引クーポン等の実施	30	○本県への旅行意欲を高める、魅力的な内容であるか。 ○クーポンの種類は豊富に設定されているか。 ○クーポンの枚数は適切か。
(3) 目標KPIの設定	15	○目標KPIおよび目標達成のための手法が適切に提案されているか。 ○目標KPIの設定は適切で、目標達成困難な場合の対策は十分か。
(4) データ分析	5	○事業の実施結果を取りまとめ、内容を理解しやすく整理されたものが提出できるか。 ○本県の観光プロモーションに資する提案ができるか。
(5) 新型コロナウイルス対応	10	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、サイトの公開時期やクーポンの配布時期を変更する必要が生じた際に、柔軟な対応ができるか。
3 参考見積り	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。
合計	100	

## 10 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。

## 11 提案書類の返還

この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。

## 12 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案への参加意向を示した全員に対し行なうこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

ア 質問書（別記様式2）の提出期限・提出方法等

令和2年7月2日（木）17：00まで（必着） ※FAX可

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1  
 山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内  
 一般社団法人 山口県観光連盟  
 O T Aによる緊急誘客拡大業務 担当 山谷 行  
 TEL：083-933-3204 FAX：083-933-3179

ウ 回答期限・回答方法

令和2年7月6日（月）17：00までにFAXにより回答。

### 13 提案者の決定通知等

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者3者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者3者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

### 14 実施内容の変更等

山口県観光連盟は、山口県の補助金交付の可否等の予算上の都合、その他やむを得ない理由があるときは、本業務について、実施内容を変更または中止することがある。

### 15 成果物の著作権（重要）

事業により作成した成果等の著作権は、山口県観光連盟に帰属するものとする。

以 上